

会議名称	平成13年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成13年7月13日(金) 13時～17時	
場所	西棟6階 第5・第6会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 上村委員 小井委員 高橋委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 布施委員 本橋委員 大泉委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：篠委員 門脇委員 佐々木委員)
	実施機関	小澄区政相談課長 芦塚区民課長 土佐国民健康保険課長 土屋障害者施策課長 石原障害者施設課長 鈴木こども発達センター所長 手島介護保険課長 三ツ木健康推進課主査 井上地区整備担当課長 上原環境課長 島崎収入役室出納係主事 伊藤社会教育センター所長
	事務局	納富区長室長 [IT推進課]玉山課長 藤本主査 山根主査 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 森山主査 片山主査 丸山主査 [総務課]牧島副参事 山本係長 片岡主査
傍聴者	2名	
配付資料	事前	・平成13年度情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 ・情報公開・個人情報保護制度 関係例規集 ・平成13年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成13年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料
	当日	・平成12年度第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・住民基本台帳ネットワークシステム関係資料
次第	1 委嘱状の伝達	
	2 区長のあいさつ	
	3 審議会委員の自己紹介	
	4 事務局職員の紹介	
	5 会長の互選	
	6 会長職務代理者の指名	
	7 審議会の所掌事項等について	
	8 平成12年度第6回会議録の確定	
	9 報告・諮問事項	
	平成12年度杉並区情報公開制度実施状況	報告 1
	平成12年度個人情報保護制度実施状況	報告 2
平成12年度電子計算組織運営概要	報告 3	
平成12年度電算運用考査実施報告概要	報告 4	
平成13年度電子計算組織の運営について	報告 5	
グループウェア	諮問 1	
区議会質問通告等配信サービス	諮問 2	

	区民意向の把握	諮問 3	
	区民意向の把握	諮問 4	
	証明書自動交付システム	諮問 5	
	国民健康保険システム	諮問 6	
	障害者（児）情報バリアフリー事業	報告 6・諮問 7	
	区民の生活実態と意識調査（各課共通）	報告 7・諮問 8	
	障害者のてびき	諮問 9	
	介護保険事務処理システム	諮問 10	
	介護保険事務処理システム	諮問 11	
	要介護等認定（要介護認定支援システム）	諮問 12	
	区民健康診査	報告 8・諮問 13	
	杉並区不燃化促進住宅の入居等	報告 9	
	キッズ・アイ・エス・オー（Kid's ISO 14000s）	報告 10・諮問 14	
	債権者マスター登録一覧参照システム	諮問 15	
	「すぎなび」掲載一覧管理	諮問 16	
	10 住民基本台帳ネットワークシステムについて		
内 容	1 会長に江藤委員を選出		
	2 会長職務代理者に小幡委員を指名		
	3 会議録の処理方法の承認		
	4 平成12年度杉並区情報公開制度実施状況	了承	
	5 平成12年度個人情報保護制度実施状況	了承	
	6 平成12年度電子計算組織運営概要	了承	
	7 平成12年度電算運用考査実施報告概要	了承	
	8 平成13年度電子計算組織の運営について	了承	
	9 グループウェア		答申
	10 区議会質問通告等配信サービス		答申
	11 区民意向の把握		答申
	12 区民意向の把握		答申
	13 証明書自動交付システム		答申
	14 国民健康保険システム		答申
	15 障害者（児）情報バリアフリー事業	了承	答申
	16 区民の生活実態と意識調査（各課共通）	了承	答申
	17 障害者のてびき		答申
	18 介護保険事務処理システム		答申
	19 介護保険事務処理システム		答申
	20 要介護等認定（要介護認定支援システム）		答申
	21 区民健康診査	了承	答申
	22 杉並区不燃化促進住宅の入居等	了承	
	23 キッズ・アイ・エス・オー（Kid's ISO 14000s）	了承	答申
	24 債権者マスター登録一覧参照システム		答申
	25 「すぎなび」掲載一覧管理		答申
	26 住民基本台帳ネットワークシステムについて報告・意見交換		

開会	
区 長 室 長	開会のあいさつ
委嘱状の伝達	
区長のあいさつ	
審議会委員の自己紹介	
事務局職員の紹介	
会長の互選	
区 長 室 長	情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項の規定に基づき、会長の選出をしていただきたいと存じますが、いかがいたしますか。
委 員	江藤委員にお願いいたします。
区 長 室 長	それでは江藤委員ということでよろしいですか。
(異議なし)	
区 長 室 長	会長は、江藤委員にお願いいたします。これより会長に進行をお願いいたします。
会長は江藤委員に決定	
会長のあいさつ	
会長職務代理者の指名	
会 長	最初に会長職務代理者の指名でございますが、従前からお願いしております小幡委員に再度お願いしたいと思います。
(異議なし)	
会長職務代理者は小幡委員に決定	
審議会の所掌事項等について	
会 長	審議会の所掌事項等についてお手元に関係例規集が配られております。これについて事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	審議会の所掌事項等について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。ないようですので次に進みます。
会議録の処理方法と平成12年度第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録の取り扱いについて	
会 長	会議録の処理方法と平成12年度第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	会議録の処理方法と平成12年度第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録の取り扱いについて説明
会 長	会議録の処理方法については従前どおりとし、平成12年度第6回会議録の確定については、次回ということによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	では、そのとおりいたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
報告1～5号	
会 長	はじめに、報告1から5について、一括して事務局から説明願います。

区 長 室 副 参 事	報告1「平成12年度杉並区情報公開制度実施状況」、報告2「平成12年度個人情報保護制度実施状況」についての説明
情報システム課長	報告3「平成12年度電子計算組織運営概要」、報告4「平成12年度電算運用考査実施報告概要」、報告5「平成13年度電子計算組織の運営について」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告4の「電算運用考査」は誰が実施するのですか。
情報システム課長	電算運用監理委員です。これには区の職員3名があたっています。
委 員	8頁の「小型電子計算組織」のうち「パソコン」の内訳を教えてください。それから、9頁の「杉並区役所公式ホームページ」を私も楽しみに拝見しているのですが、バックアップデータの管理方法について教えてください。
情報システム課長	まず、内訳については把握してございません。それから、情報の管理ですが、基本情報については業者に委託しまして管理しています。
I T 推 進 課 長	ホームページの作成等については民間会社に委託をしております。その民間会社のサーバーは有明にあります。
委 員	まず、1頁の「情報公開制度実施状況」で、教育委員会の「非公開」決定の内容を示していただきたい。 それから、私有パソコンの利用状況と私有パソコンが比較的多く使われている職場を示していただきたい。
区 長 室 副 参 事	教育委員会の「非公開」決定についてですが、これは区立小学校教員の休暇処理簿の情報公開請求に対して、個人情報と理由として非公開とさせていただきます。
I T 推 進 課 長	私有パソコンについてですが、登録して業務上使用しているのは400台程度で、その使用方法は公費購入のパソコンとほとんど変わらないと思います。また、どの職場が特に多いかということは把握してございません。
委 員	公費購入のパソコンとほとんど変わらないというのは、台数のことですか。
I T 推 進 課 長	使い方です。この審議会で承認を受けた業務処理以外に、表計算ソフトで計算をしたり、ワープロソフトで文章を作ったりという処理が多いものですから、そういう意味では、公費のものも私有のものもほとんど変わらないだろうと思っています。
会 長	この件は前に、プライバシー保護の観点から規則等をきちんと作る必要があるのではないか、というご発言が委員からあったかと思うのです。もう1度ご発言願えますか。
委 員	プライバシー保護というよりも安全管理、セキュリティの問題だと思います。私有パソコンの役所への持ち込みについては、セキュリティ対策とウイルス対策について、役所のものと同じレベルで管理しない限り、そこに大きな落とし穴があるわけでございます。それが同じ台数というのは異常なことに感じられます。やはり登録をしっかりとされて、そしてセキュリティの点からも同じレベルで管理統制をするような対策を取られない限りは、

	杉並区の庁内のセキュリティは非常に危険であると感じます。
I T 推 進 課 長	セキュリティ対策ですが、パソコン本体に保存せずにフロッピーできちんと保存するように指示しています。これは公費購入のパソコンと同じやり方でございます。 それからウイルス対策ですが、ウイルス対応ソフトを公費購入のパソコンと同じように、私有パソコンについてもインストールしております。 それから、今後のことも含めてですが、I T 推進課で庁内のI T 化を進めています。今年度は300台のパソコンについて、ネットワークを組んで設置するようにしています。将来、1人1台体制を完成した時点で、私有パソコンをすべて禁止する予定でございます。
情報システム課長	少し補足させていただきます。セキュリティー対策につきましては、私有パソコンであっても登録をしたものにつきましてはすべて、公費購入のパソコンと同じ規制をかけております。
委 員	大変適切な対応だと思います。
委 員	10頁の語句説明ですが、「インターネット」の説明で「世界中のパソコン所有者が」とありますが、今は携帯電話でもインターネットを利用できます。次に「ホームページ」の説明で「インターネット接続業者(プロバイダーという)のコンピューター内に」とありますが、今は専門のホームページスペース貸出業者というのがあるそうです。次に「ハッカー」と言っていますが、破壊してしまう人は本来「クラッカー」と言うことを私は聞いています。通常は「ハッカー」という言葉が使われているので、これはこれでいいと思いますが。
情報システム課長	委員の方から極力わかるような表現にしてほしいというご意見がございまして、いま委員のおっしゃった部分はあえて記載しませんでした。大変鋭い指摘で恐縮でございます。
会 長	ほかにもございますでしょうか。では、報告1から5は了承とします。
報告1～5号了承	
諮問1・2号	
会 長	次に、諮問1と2について、一括して事務局から説明をお願いします。
I T 推 進 課 長	諮問1「グループウェア」、諮問2「区議会質問通告等配信サービス」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	「個人用メールアドレス」というのは、庁内だけで使われるアドレスですか。
I T 推 進 課 長	はい。庁内LANの中だけです。
会 長	ほかにもございますでしょうか。では、諮問1と2は決定とします。
諮問1・2号決定	
諮問3・4号	
会 長	次に、諮問3と4について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	諮問3「区民意向の把握」についての説明
情報システム課長	諮問4「区民意向の把握」についての説明

会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	諮問3ですが、「記録する個人情報の項目」の「6電話番号」には携帯電話の番号も含まれるのですか。それと「8パスワード」と「9ユーザー名」について伺いたいと思います。
区政相談課長	まず、電話には携帯電話が含まれます。パスワードとユーザー名については、アンケート調査に既に回答されているかどうかを確認するために登録していただくものでございます。
委 員	このパスワードは自分で作るのですか。それとも役所が作るのですか。
区政相談課長	ご本人に設定していただこうと考えています。
委 員	モニター期間が終了した後、収集した個人情報はいつ消去するのですか。
区政相談課長	モニター期間は平成15年3月までです。その期間が終了しましたら削除いたします。
委 員	私たちの立場からするとその点は大事ですので、それをきちんと書いておいていただくようお願いします。
区政相談課長	はい。
委 員	インターネットということですが、どういう回線を使うのでしょうか。インターネットというのは、どこからでも見られる可能性があるもので、その辺はどう考えているのですか。
I T 推進課長	メールが途中で見られてしまうということですか。それとも、ホームページへ書き込まれたものなどが覗かれてしまうということですか。
委 員	特定のことにに関してメールのやり取りをしていると、あるところがそれを察知して、情報を送ってくるということを私もしばしば経験しているのです。皆さん1カ月でパスワードを変えるといいます。区政モニターとして頻繁に発信している人に対して、そういうことはないですか。
I T 推進課長	セキュリティについては万全の対策を取ってシステムを組もうと考えています。たぶんそれは、メールを受けた方の情報を、誰かがどこかで取得したということなのではないかと思います。
委 員	この資料を見る限りでは年4回です。それが多いか少ないかはその人の考え方によりますが、発信した人を狙うというのは、3カ月に1回ではおそらく無いでしょうね。
委 員	性別はともかく、住所、氏名、生年月日を入れる必要はあるのでしょうか。生年月日でなくても、30代、40代、50代という集計のやり方があるのではないのでしょうか。
区政相談課長	属性を把握した上でアンケート結果を分析するため、必要だと考えています。
委 員	区政モニターは本当にいいことだと思いますが、区政モニターに対する報酬はどうなっているのですか。
区政相談課長	現在の区政モニターに対してはほんのわずかでございますが、報酬を支給しています。今回のインターネットを利用した区政モニターに対しては、どのようなことができるのかということや予算措置も含めて、これから検討したいと考えています。

委 員	区政モニターが、本当に真摯に取り組む方だけだったらいいのですが、中には煽る行為もあるだろうし、批判のための批判があったり、あるいは宗教上や政党上の意見が加わるということもあると思います。バランスをどうとっていくのでしょうか。
区政相談課長	まず、「インターネット区政モニター」につきましては、人数を50人に限りまして、例えば年代、性別などを区民の構成比に準じて選ぶことを考えています。一方、「インターネット区民意向調査」につきましては、インターネットという属性から、できるだけ自由に広く参加していただきたいと考えています。
委 員	設問に枠をはめないとフリーにしてしまうと、ただ徒らに意見だけがたくさん集まって、せっかくのいい区政モニターが濫用されて混乱する恐れもあると思います。設問の内容をきちんとすることに留意していただければと思います。
区政相談課長	参考にさせていただきたいと思います。
委 員	セキュリティーのご意見が出ていますが、確かにそういう心配も無きにしてもあらずだと思います。他の団体の例で、送るときに自動的に暗号化して、受け取るときに元に戻すという仕組みがありますが、それが簡単にできる時代になってきましたので、絶対的条件ではないのですが、そういうことも含めて、セキュリティーをより高めていくことをご検討されたいかがかと思います。
区政相談課長	そのように努めたいと思います。
委 員	「杉並区インターネット区政モニター設置要綱」が「予定」と書いてあるのですが、案でも結構ですから、できれば出来てから諮問をしていただけたほうが、こちらとしては把握がし易いと思います。
区長室長	審議の中でいただいた意見も十分参酌しながら、制度化をしなければいけないと考えています。既に、ホームページに書き込む方法で様々な区民の方からメールをいただいています。いまご指摘いただいたような苦情はございませんけれども、そういったことを含めて、きちんと制度化を図っていきたいと思います。
会 長	その方向でよろしく願いいたします。ほかにございますでしょうか。では、諮問3と4は決定とします。
諮問3・4号決定	
諮問5・6号	
会 長	次に、諮問5と6について、一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	諮問5「証明書自動交付システム」についての説明
情報システム課長	諮問6「国民健康保険システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	資料6頁の「使用機器」に「パソコン」と書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。
情報システム課長	自動交付機については、ホストコンピュータからダイレクトに情報提供を

	しないで、サーバーを通してPC端末に情報提供して打ち出していますので、「パソコン」という記載をしています。
委員	14カ所の設置場所には、自動交付機とパソコンとそれぞれあるのですか。
情報システム課長	14台の自動交付機端末を「パソコン」と表現しています。
委員	少し無理があるかもしれませんね。
委員	宮前出張所はかなり利用が多い出張所だとは思いますが、自動交付機になったら、宮前図書館の終了時間が午後8時で、ほかよりも1時間短い。しかも日曜日・祝日の稼働が午後5時までです。これはかなり不公平感があると思いますが、時間の延長はできないのですか。
区民課長	自動交付機の設置については、人がいなくてはいけないという条件があります。いまご指摘の宮前図書館は、開館時間が平日・土曜日は午後8時まで、日曜日・祝日は午後5時までになっているものですから、それに合わせているということでございます。
委員	隣に出張所があったときは、ほかの所と同じサービスが受けられたわけです。機械化しても同じサービスを受けられるという当初の説明と違います。
区民課長	自動交付機でも住民票の写しや印鑑登録証明書を交付できるということで、同じサービスと申し上げました。宮前図書館の開館時間が決まっていますので、延長については少し難しいと考えています。申し訳ないですが、9時まで稼働している近くの自動交付機をご利用いただきたいと考えています。
委員	宮前図書館の近くのどこを利用するということですか。近い場所にはないでしょう。西荻まで行くということですか。
区民課長	西荻南区民集会所か、高井戸地域区民センターになるかと思います。
委員	これは相当な距離ですよ。ほかの所と同じようにするためには、宮前図書館の開館時間をほかの図書館より逆に延長するような措置を考えるべきではないかと思います。
区民課長	行革の関係で、既存の施設を活用するという基本方針がありましたので、このことについてはご理解をいただきたいと思います。
委員	ほかの所だって、9時まで延長できる体制を取っているわけでしょう。
区民課長	区役所だけは例外ですが、ほかの施設はすべてその開館時間内での稼働でございます。
委員	この議論は諮問の内容から外れると思いますので、議会でもらいたいと思います。
委員	私も管轄内に住んでいます。図書館は図書館としての機能があって、それは仕方がないが、その代わり久我山会館に設置すれば、稼働時間が午後9時までになるのではないですか。
会長	そういう問題はあるかと思いますが、諮問内容の審議に戻ってご議論いただきたいと思います。
委員	諮問6の資料の7頁、「システム化の規模」についてですが、10月から行われる被保険者の資格証明書の交付が約1,000世帯となっています。弁明書で弁明をすれば、それが若干少なくなると考えてよろしいですか。

国民健康保険課長	はい。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問5と6は決定とします。設置場所については、少し不公平の感が拭えないように思います。
諮問5・6号決定	
報告6・7号、諮問7～9号	
会 長	次に、報告6と諮問7、報告7と諮問8、諮問9について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告6・諮問7「障害者（児）情報バリアフリー事業」、報告7・諮問8「区民の生活実態と意識調査（各課共通）」、諮問9「障害者のてびき」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	諮問7、社会福祉法人視覚障害者支援総合センターへの委託の件です。外部のこういう社会福祉法人といった、いわゆる三セクといわれるようなところに対しては、「委託の条件」で的確に項目を挙げて処理されていますけれども、個人情報保護法が成立するまでは、杉並区の条例を説明した上で、運用の適正を図っていただくのが、現下の情勢では適当ではないかと思えます。やっておられるとは思いますが、その意味で、なお念のためにそういう配慮をしていただきたいと思います。これは意見です。
委 員	資料の9頁で、利用対象者が「都内在住」となっているのは、どうしてですか。
障害者施策課長	この情報バリアフリー事業は東京都の事業として行われるものですので、都民が対象となります。
委 員	「障害者のてびき」をわざわざ民生児童委員に渡すのはどうしてですか。
障害者施策課長	各民生児童委員に、それぞれの受け持ち地域で、障害者の方々の状況等を把握していただくという趣旨です。
委 員	障害者雇用促進法ができましたけれども、なかなか障害者が働く場というものはございません。今回、宛名ラベルを貼るのをやっていただくということでございます。これは区が直営でやっている作業所でやる仕事でございますので、外に漏れることはないと確信しています。障害者団体としても、個人情報の取り扱いには十分に注意してやらせていただきたいと思います。 また、障害者がいざというときお世話になる民生児童委員には、「障害者のてびき」を配っていただきながら、状況を把握しておいていただきたいという希望があります。 そういうことで、どうぞひとつ実施させていただきたいと考えます。よろしくをお願いします。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問7から9は決定し、報告6と7は了承とします。
報告6・7号了承、諮問7～9号決定	
諮問10～12号	

会 長	次に、諮問 10 から 12 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 10「介護保険事務処理システム」、諮問 11「介護保険事務処理システム」、諮問 12「要介護等認定（要介護認定支援システム）」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。なければ、諮問 10 から 12 は決定とします。ここで休憩とします。
諮問 10～12 号決定	
（休憩）	
報告 8 号、諮問 13 号	
会 長	次に、報告 8 と諮問 13 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 8・諮問 13「区民健康診査」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告 8 の「既に記録されている内容」のうち、7 から 12 の個人情報はどうして必要なのですか。
健康推進課主査	「7 傷病等の状況」と「8 治療等の状況」については、既往歴を確認するためです。「9 診断結果の状況」については、要治療とするか、要指導とするのか判断するためです。「10 健康保険加入の状況」については、診療する際に必要になります。「11 食生活の状況」については、口腔内の状況によって指導を要する場合に必要です。「12 飲酒・喫煙等の状況」については、歯周疾患と喫煙との関係が疫学的に指摘されているので、それを確認するためです。
委 員	こうした個人情報を記録することを、本人は分かっているのですか。
健康推進課主査	事前に問診票を本人に送付して、記載をしていただくようになります。本人が申告をしたくない場合には、空欄となります。
委 員	60 歳からかなり変化が出やすいので、大変いいことであると思います。老人保健法では 40 歳、50 歳となっていますが、杉並区の場合は、60 歳も対象となるわけですか。
健康推進課主査	はい。
委 員	記録はどれくらい保存するのですか。
健康推進課主査	保存年限は 5 年です。
委 員	5 年でなくしてしまうのではなく、ずっと見ることができるようがいいと思うのですが。
健康推進課主査	本人には結果の通知を渡しますので、それを保存していただければと考えております。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 13 は決定し、報告 8 は了承とします。
報告 8 号了承、諮問 13 号決定	
報告 9 号	
会 長	次に、報告 9 について事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 9「杉並区不燃化促進住宅の入居等」についての説明

会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	身体障害の方で、自動車の使用が必要な方を優先するということですか。
地区整備担当課長	はい。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、報告9は了承とします。
報告9号了承	
報告10号、諮問14号	
会 長	次に、報告10と諮問14について、一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	報告10・諮問14「キッズ・アイ・エス・オー(Kid's ISO 14000s)」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	電気、ガス、水道の使用量を測ることに、どういう意味があるのでしょうか。
環 境 課 長	最初の1週間で、各家庭のエネルギー使用量、ごみの排出量を把握し、その次の1週間で、それぞれの使用量、排出量を削減するため、工夫をすることです。
委 員	「ISO」とはどういう意味ですか。
環 境 課 長	国際標準化機構のことです。
委 員	子どもに対する啓発事業として実施し、環境博覧会で発表するということですね。
環 境 課 長	顕著な事例について発表していただく予定です。
委 員	可燃ごみ排出量はどうやって測るのですか。
環 境 課 長	ヘルスマーターのようなもので測ってもらうことを考えています。それがなければ、袋の数などで測ることになると思います。
委 員	子どもの参加は自主的なものですか。委託先の国際芸術技術協力機構はどういった活動をされている所ですか。この結果を学校のほうでどのように取り入れていくのですか。
環 境 課 長	あくまでも希望者ということで、保護者の方に申込書を書いていただきます。委託先は、地球環境の保全に対して様々な活動をしている特定非営利法人で、理事長は国連大学の教授です。この事業の実施にあたり、学校の校長、特に理科の先生に説明をしていますので、参加後の気づきや実績を授業で活かしていくものと考えています。
委 員	子どもにそういう意識を持たせるということは大変いいことだと思うのですが、スタートする前の記録がないと評価できないわけです。スタートする前の記録は、調査機関が家へ行って調べるのですか。 もう一つは、住宅環境が違いますから、調査した結果で子どもが悲哀感を味わうようなことになってはいけないと思います。子どもの心を傷つけない方法でやっていただきたいと思います。
環 境 課 長	これは全体で2週間のプログラムで、最初の1週間はいままでどおりに生

	<p>活して、その記録を取ります。その後、テキストのヒントを参考にして、削減の努力をしていただきます。</p> <p>確かにおっしゃるとおり、家屋の構造といった制約はありますが、その家の中でいろいろな努力をしていただきたいと思います。また、あくまでもその家の中でどれだけ削減したかということですので、子どもの記録を比較するものではありません。</p>
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 14 は決定し、報告 10 は了承とします。
報告 10 号了承、諮問 14 号決定	
諮問 15・16 号	
会 長	次に、諮問 15 と 16 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 15「債権者マスター登録一覧参照システム」、16「『すぎなび』掲載一覧管理」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	諮問 15 について、もう少し分かり易く説明していただければと思います。
情報システム課長	債権者情報とは、区が物品購入や建設に要する経費などを支出する場合の債権債務関係にある債権者に関する情報のことです。最近、金融機関の合併等が頻繁に起こっていますので、支払に支障を来さないよう債権者マスターを常に修正する必要があります。そこで、現在ホストコンピュータに登録している債権者情報を収入役室に設置するパソコンへフロッピーで提供し、最新の情報を確認するということです。
委 員	債権者情報の修正は、債権者の申告に基づいて行うのですか、それとも職権で行うのですか。
収入役室出納係主事	住所、代表者の修正処理につきましては、債権者からの申告に基づきホストコンピュータで行っていますが、最近の金融機関の合併等により修正が必要となった債権者を把握するという点で、職権では行いません。
委 員	記録する個人情報の項目のうち、代理人と工事完成保証人について説明をしていただきたい。
収入役室出納係主事	債権者のうち支社をもっている大きな会社で、代表取締役ではなく支社長が代理権を持っている場合に、代理人として登録いたします。また、工事の履行確認の責任者を工事完成保証人として登録する場合があります。
委 員	代理人と工事完成保証人が別人の場合があるのであれば、別の項目として記載するほうが分かりやすい気がします。
委 員	工事完成保証人とは、官庁などが会社に工事を請け負わせた場合に、請負者の倒産などに備える履行保証の措置制度のことではないのですか。
区 長 室 長	工事完成保証人は委員が今ご指摘のとおりでして、代理人とは違うものです。
会 長	もう少し「諮問の概要」を分かり易くしてください。
区 長 室 長	表示の仕方を工夫いたします。
委 員	こういうシステムを変更するのに、どのくらいのお金がかかるものなのですか。

情報システム課長	お金はかかりません。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 15 と 16 は決定とします。
諮問 15・16 号決定	
会 長	本日の諮問事項については、諮問のとおりすべて決定しましたので、答申することといたします。事務局のほうで答申案を作成していただきたいと思います。
(答申案の配付)	
会 長	いま配付されました答申案でよければ、諮問 1 から 16 まで審議会の答申として決定したいと思いますが、よろしいですか。
(異議なし)	
会 長	本日の議題はすべて終了いたしました。事務局から報告があるということです。では、お願いします。
住民基本台帳ネットワークシステムについて	
区 長 室 長	住民基本台帳ネットワークシステムについて説明
会 長	どうもありがとうございました。どのように進めましょうか。去年も情報公開条例の改正で議論したわけですが、皆さんに一度自由なご意見をいただいて、また夏休み中にでも文書でご意見をお寄せいただくようにしますか。
区 長 室 長	本日は、審議会委員の立場で皆さまがどのようにお考えかということをお聞かせいただいて、次回で諮問をするかどうかを含めまして今後の取り扱いをどうするかを考えるに当たっての素材をいただきたいと考えています。
会 長	自由にいろいろとご意見を言っていただきましょうか。
委 員	質問ですが、この住基ネットの整備に要する費用に関しては、区に負担をかけないように区長会から要望を出されていると思うのです。その費用負担はどのくらいになるのでしょうか。
区 民 課 長	住基ネットの導入経費については、構築する自治体が負担することになっていまして、原則として地方交付税措置によることになっております。ところが、東京都を含め 23 区は地方交付税の不交付団体ですから、このままでは全く財政措置がないということになります。それでは困るということで、東京都も区長会もかねてから財政措置を強く要望しております。 その結果、特別区に対しては、住民票の写しの広域交付の実証実験にかかる経費の一部について、平成 13 年度に限り財政措置を講じることになりました。その額は 1 区当たり約 2 千数百万円と聞いております。
委 員	実際にかかる費用はそんなものですか。
区 民 課 長	住基ネットの構築には 3 年かかります。概算ですが 3 年間で約 3 億円です。
委 員	政令・省令の整備が遅れている理由などを総務省から連絡がありますか。
区 民 課 長	総務省と内閣法制局との調整がまだ取れていないと聞いております。1 度ではなく 2 度に分けて交付するというので、その整理で現在やや遅れているというように聞いております。
委 員	かなり遅れていて、まとめる段階にはなっていないため、少なくとも 7 月にはとても出ないと聞いています。

区 民 課 長	確かに、当初は昨年 12 月の予定が 3 月になり、さらに遅れていますが、7 月には間に合わせるという話を聞いております。
委 員	選挙もあるし、全然手が付いていないと聞いています。
区 長 室 長	遅れている理由は定かではありませんが、どの部分をいつ施行するかなどの段取りを決めているのだらうと思います。ずっと遅れるという委員のお話がありましたが、実務を執り行う我々の立場からは、知らせていただけるものは早く知らせていただきたいという気持です。中身がわからないところで議論できませんので、できるだけ早く出していただきたいと考えています。
委 員	どこの区もそうだと思うのですが、当事者として内容を知らせよう頼んでいらっしゃるわけですね。
区 民 課 長	23 区の課長会では、全体像が分からないと困りますので、東京都を通じて早く出すよう要請しております。
委 員	内容が分からないものについて、杉並区が積極的に議論を重ねる必要もないような気がします。
区 長 室 長	<p>誤解のないように一言お話しすると、杉並区がどういう態度を示すのであれ、平成 11 年 8 月 18 日に公布された改正住基法は、来年、平成 14 年 8 月に施行されます。いまの委員のご指摘は分かりますが、区の電算を使って東京都に情報を出していかなくてははいけません。国の動きは国の動きとして、区の電算の取り扱いについて審議をしていただくこの審議会で、住基ネットにかかわる個人情報保護のあり方について、どのように考えていけばいいのかということについて、是非ご意見を伺いたいということです。</p> <p>また、区長は、行政官としては、「法は法」という話をしているわけですから、法律の範囲内で何ができるかという見極めをしていかなければいけません。それが区の電算をどう使うか、区民のプライバシーをどう保護していくかということにかかわってきますので、意見をいただきたいということです。</p>
委 員	法案内容について意見を求めているのか、出てもいない政令の内容について意見を求めているのか、審議会に何を諮問するのか、電算上のセキュリティについて意見を求めているのか、私には分からないのですが。
区 長 室 長	なかなか難しいのですが、いずれ出るであろう政令・省令を含めて、改正住基法に基づく住基ネットに係る個人情報保護、セキュリティ対策のあり方について、ご意見を伺いたいです。
委 員	法律は通っているのですか。そうすると、法律の各条項の内容で電算機に係るセキュリティについて、意見を求められているということですか。
区 長 室 長	<p>今日は、住基ネットが実施されることになったあとの、杉並区としての個人情報保護、セキュリティーのあり方についてです。</p> <p>これから先の話になりますので何とも言えませんが、例えば、いま業者の方が大量に閲覧しています。稼働後はどこでも見られるという話ですから、本当にプライバシー侵害のリスクが高まっていきます。この大量閲覧についてどのようにするか、ということがあります。また、国の制度でありながら区の電算を使うわけですから、例えば、区長が何か意思決定する中でこの審議会に報告をするといったようなこと、あるいは、区の電算の利用状況</p>

	<p>について、いま広報で区民の皆さんにお知らせしていますが、そういう周知の仕方であるとか、そういった一つ一つのことが個人情報保護やセキュリティのあり方に関連してくるという認識を持っております。</p> <p>本日は、そういった細かいことに制約されずに、住基ネットにかかわる個人情報保護のあり方について、委員の皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただければということです。</p>
委員	<p>私も非常に興味を持って推移を見ているのですが、これは法律で決められたことですから、当然守っていかねばならない立場にあるだろうと思います。その中で区長は区長の思いの中で、どのような方法で個人情報の保護を図っていくかということで悩んでいるのではないかと思います。</p> <p>全国の自治体の中で杉並区だけが対応を渋っている、ということがいま新聞などでもいろいろ騒がれているところだと思うのです。この状況をどうやって維持できるのかを我々はいちばん危惧しているわけです。そろそろ腹を決めて準備に入らなければならないのではないかと考えています。この9月議会でも予算措置をしないということになると、法律に違反する可能性があるわけですから、自治体の中で杉並区だけが反対しても、なかなか収まりがつかないのではないかと思います。</p> <p>そういう中で、ここまで区長が思いを馳せている住基ネットの問題について、法律を守っていくとしても、杉並区として特徴ある個人情報の保護の仕方、参加の仕方が求められているのではないかと、という気がしているのです。ただ、これは、新聞の情報だけを与えられて意見を求められても、それに応じるのは難しいと思います。</p> <p>時間的な制約もあることなので、法律を守っていく中で、区長の思いをどういう形で取り入れていくかについて、事務局と会長等で考えて、次回の審議会を出していただきたいと思います。</p>
委員	<p>広報すぎなみに掲載された考え方を貰っていただきたい。国民的な合意もまだ得られていないと思います。費用対効果から、そこまでして必要なのかどうかという問題があると思うのです。</p> <p>基本的に一つの番号で管理することには賛同できません。法律を守るのであれば、その中で今までの区長の主張を最大限いかすことを貰っていただきたいという思いです。</p>
委員	<p>個人情報保護条例第17条を見ても、すでに法令で決まっていることについては、接続しなければいけないということになっています。法令で決まっていることについて、あたかもその実施を阻止できるような説明をして、区民に誤解を与えてはいけません。業者の大量閲覧については、それを制限する規定を設けるべきではないかと思います。住民にとってのメリットとデメリットとを説明して、メリットがあれば、粛々と導入すべきです。</p>
委員	<p>騒いだら騒いだなりの結論をしっかりと出さないと、区に対する信用が失墜すると思います。それが心配です。また、資料にある当初予算計上状況等調査票には「多くの疑問が寄せられています」とありますが、339名が「多く」なのでしょうか。区民の中には、杉並区だけが全国から乗り遅れていると不安になる人もいます。</p>

委員	<p>諮問する必要はないと思っています。区長が判断すればいいことです。区長が答申を利用して、その責任を回避するのはフェアではないと思います。賛成派、反対派の両方から批判されることとなります。ただ、意見をいろいろなところで聞くことはいいことだと思います。</p> <p>いまの委員の意見ですが、「千一」という言葉があるとおり、一つの意見が出るためには千の潜在的な意見があるということです。それでいくと、30万人が関心を持ったと思われれます。</p> <p>改正住民基本台帳法は、日経新聞の記事のような使い方はしない、ということに通っているはずで、違法性の認識は解釈次第で、訴訟にまで持ち込める内容です。個人情報保護法など、法律を通すときに国民に約束したことがいまだに実行されていない現時点では、あわてて決める必要はないと思います。区長の慎重姿勢は当然で、予算計上の件は議会が決めればいいことで、審議会に持ってくる話ではないと思います。情報確認のための予算計上であるのであれば必要ですが、内容が分からない中で準備をするための予算計上は、いままでの趣旨に反します。</p> <p>個人情報保護条例第17条の改正のときに議論は既に終わっているので、今回諮問する必要は一切ないと思います。委員個人の意見を参考に区長が判断し、それを情報公開すればよいと思います。</p>
委員	<p>いまお話を聞いていて、私はこう思います。法律の施行によってプライバシーが侵害されるような場合に、どのようにそれを防止していくかということについて、区が審議会に意見を求めているのではないかと、というように理解しています。</p> <p>審議会の意見と予算計上とは関係がないと思います。予算計上は区議会の問題です。</p>
委員	<p>先ほど国民の合意という話が出ましたが、国会で議決を経ている法律なので、国民の合意を得ていないというのは当たらないと思います。準備のための予算計上の時期が来たと考えています。</p>
会長	<p>住基ネットとプライバシー保護、基本的人権との関わりをどう考えていくかということであれば、当審議会は関係があるわけです。地方分権の時代なので、法律の解釈の枠内でどうきちんとやっていくのかを考えることも、自治体の審議会のあり方として必要であると思います。</p>
委員	<p>別に諮問を受けているわけでもありません。いま区長室長の話では、個人個人で意見があったら言ってくださいということで、あまり難しい話ではないのです。</p>
区長室長	<p>いろいろご意見をありがとうございます。確かに先ほど申し上げましたように、住基ネットに参加していくかどうかということについては現在白紙ですし、どうするかについてはいまご指摘があったように、区長が首長として判断することになるかもしれません。</p> <p>諮問の話がありましたが、審議会条例の中で、個人情報保護制度の運用に関する重要事項、区の電算の管理運用に関する基本方針について区長の諮問に応じ、答申するとあります。審議会の審議を素通りして、区長が区の電算をどう使うか、個人情報保護をどう図っていくかということ立案するわけ</p>

	にはいかないのではないかと考えています。そこで、8月下旬には審議会へ諮問をしていきたいと考えています。
委員	それは、外部結合の問題で個人情報保護条例を改正したときに、すでに決着していることであると思います。そのときすでに総背番号制の危惧が言われていたわけですが、法律が制定されたら自治体としては何もできない、という認識で一致したと思います。私はこの住基ネットに関しては、全国統一でシステムを組むわけですから、審議会としては審議のしようがないと思います。
委員	要するに、諮問をする際の参考として、意見を聞きたいということだろうと思います。その意見を見てどうするかは、区の判断に任せるより仕方がないのではないですか。
委員	「個人情報保護制度の運用に関する重要事項」と「電子計算組織の管理運用に関する基本方針」についての諮問には、「住基ネットを実施するに当たって」という前提があるわけですね。法律で決まっていることについて、審議会で反対ということはできません。執行するに当たって、区の電算の活用はどうあるべきか、どういう点に注意をしたらよいか、区民のプライバシーを守るためにどういう配慮が必要であるか、ということであれば審議会への諮問でいいのですが。導入するか、しないかということが諮問の内容に入っていると論議できないと思います。
区長室長	ご指摘のとおりです。仮に参加するとしても、杉並区は他区とは違う個人情報保護のあり方、電算の活用のあり方について諮問し、ご意見をいただくことについては、決して矛盾しないと考えています。第17条の外部結合のときにもいろいろなご議論をしていただいたわけですが、改めてご意見をいただいて、整備するものはきちんと整備していきたいということです。
委員	区長は、「いいメール」でも「行政官としての区長は、その執行の義務を負うのは当然です」と述べているわけです。いま区長室長の「仮に参加するとしても」という発言はいかがでしょうか。区長はやると言っているのです。 第17条にあるように、区が管理する電子計算組織と区以外のものが管理する電子計算組織との通信回線による結合については、法令に定めがあるときは例外的にできずと明記されているわけで、議論の余地がないのです。 ここで諮問するとかしないとかという問題ではなくて、区長も法律を守ると言っているのですから、その前提に立って、区の個人情報保護条例の中でできるだけ保護対策を皆さんから聞くということで、次回意見を出してもらおう。それでいいのではないかと思います。
委員	政省令も出ていないのですから、どうしてここでそういう議論が出るのですか。
会長	もう少し、先ほど区長室長が言ったことを前提に詰めていただきたいと思います。
委員	インターネットを使うと情報が全部漏れてしまうということを考えると、絶対に安全であるとは言い切れないと思うのです。法令に定めがあるということをもって、審議会として知らなくていいということ、区民に対して言

	えないのではないかと思います。区の条例で制限的に実施することを審議会へ諮問する方法があるのではないかと思います。区の電算を使って、情報を全国に流すわけなので、審議会へ諮問していただけたらと思います。
委員	認識が基本的に間違っていると思うのです。インターネットを使って住基ネットをやるということではないのです。住基ネットは外部から一切アクセスできない専用回線でやるということは、国会でもずいぶん論議されています。
情報システム課長	インターネットを介しません。簡単に言えば、電話が繋がっているのと同じようなことで、専用回線で接続して情報のやり取りをするシステムです。
委員	漏れる心配はないということですか。
情報システム課長	100%ないということは申し上げられません。
委員	漏れるときに1つが漏れるのではなくて、まとまって漏れる恐れがあるということです。もともとインターネットが発達してきたのは、国防上の問題で、情報は1カ所に集中させるより分散させておいたほうが良いという考え方から来ています。ところが、今度の話は全部まとめていこうというわけで逆行している。1カ所に情報が全部まとまらないほうが良い。そのためには多少の不都合があっても、国民は我慢すべきです。これが区長の意見で、1つの考え方です。 法律が出来たときの約束事がなぜか遅れてきています。もともと議論をさほどしないで非常に無理して法案を出して、あっという間に通してしまったということがありますが。
委員	何年かにわたって論議した結果なのですから、そのようなことはないですよ。
委員	そうですよ。
会長	その話はもうやめましょう。
委員	ただ、先ほどの委員が国民的な合意がないと言われたのは、そのとおりだと思います。総背番号制の問題は、出では消え、出では消えていたのに、今回はこれだけ利用に制限をかけたから通ったわけです。制限をかけた後にいろいろなところから使いたいと言ってきているわけです。こんなに制限をかけてしまったら、費用対効果からメリットがなくなってしまうだろう、という区長の意見もそのとおりだと思うのです。そのように聞かされて区民のほうで反応したというのは、当然のことだと思うのです。それは受け止めたほうが良いと思います。
会長	審議会の議論の枠を越えますので、両方ともお引き取り願います。時間の関係もあります。諮問が出ればやらざるを得ないですね。
区長室長	いろいろご意見を賜りましてありがとうございます。区長としては、今日のご意見を踏まえて、早急に住基ネットに係る個人情報保護のあり方、セキュリティ対策のあり方について見解を取りまとめて、次回ではできましたら8月21日に審議会を開いていただき、諮問をさせていただきたいと考えています。諮問文は少し早めに皆さんのお手元にお配りして、次回の審議会に備えたいと考えています。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。
会長	それならなるべく早く配ってもらって、余裕のある方は事前に文書で出し

	ていただければ、審議が能率的にできます。
委 員	事務局のセキュリティなどの対応策を聞かないと、具体的な問題なので、委員から意見は出てこないと思います。諮問に対して会長あて提出するという性質のものではないと思います。
区 長 室 長	次回の審議会の中で、お答えさせていただきたいと思います。
会 長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。